令和７年度　和歌山県居住支援事業業務委託

仕様書

１　目的

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所の供与、食事の提供等を行い、併せて関係機関と連携して自立のために必要な支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に基づき実施する。

２　委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

３　実施地域

和歌山県内の町村、広域実施協定市（橋本市、有田市、御坊市、新宮市、紀の川市、岩出市）

４　支援対象者

実施地域内に居住する生活困窮者であって、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

なお、受託者は、受託者が実施する本事業以外の事業において支援対象者（実施地域内）に該当すると思われる者を把握した場合は、当該者の同意を得た上で自立相談支援機関に対し情報提供に努めるものとする。

（１）次のアからウのいずれにも該当する者

ア　和歌山県内（町村及び広域実施協定市）に在住する者

イ　申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第３項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年４月１日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ウ　申請日における当該生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

（２）和歌山県知事が緊急性等を勘案し、支援が必要と認めた者

５　業務内容

（１）支援内容

受託者は、利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等日用品の支給又は貸与等の日常生活上必要なサービスを提供する。また、受託者は、利用者に対し必要に応じ、関係機関と連携し必要な支援を行うものとする。

（２）利用期間

本事業の利用期間は原則として３か月以内とする。

（３）宿泊場所の供与を行う施設

宿泊場所については、実施地域の自立相談支援機関と十分に連携ができる場所を勘案することとし、県内２室以上を常時開設するものとする。また、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法も可能とする。

（４）自立相談支援機関の相談支援員等向けの研修会等の講師

県が開催する研修会または別途協議のうえ開催する研修会において、居住支援事業に係る研修講師を務める。

（５）その他

　　　本事業の目的を達成するため必要と認められること。

６　支援における留意事項

（１）利用者からは、利用料を徴収しない。

（２）受託者は、利用者が宿泊場所において生活を行うために必要な家具・家電等を用意し、火災保険等に加入するものとする。

（３）食費、日用品費、光熱水費、家賃及び共益費等は，受託者が事業費から支払うものとする。

（４）相談支援は自立相談支援事業において行われるものであることから、県及び広域実施協定市の自立相談支援機関と十分連携を図ること。

７　人員体制

委託業務の実施に当たっては、次の人員を配置すること。

（１）業務責任者

本事業が適切に履行できるよう業務全般の責任を負う者

（２）居住支援員

支援対象者に対する支援を行う職員を配置すること。なお、支援員が業務責任者を兼ねることは差し支えない。

８　提出・報告

（１）実績報告書

　　　受託者は、支援期間の満了等により支援を終了した場合、その都度実績報告書を提出すること。

（２）委託業務実績報告書（年間分）

業務完了後は速やかに委託業務実績報告書を提出すること。

（３）その他

　　　事業に関わることで必要なことは随時、報告すること。

９　委託費の使途・制限

（１）委託事業の対象経費

ア　人件費

相談業務や支援計画等表作成、研修講師を務めるためなどに必要な報酬等。

　　　イ　運営管理

　　　　　　宿泊場所に係る賃借料や共益費、食料費、衣類等日用品の支給に係る消耗品費。

ウ　旅費

宿泊場所や研修会場への移動に必要な交通費等の経費（下記は想定内容であり、必要に応じて委託者と協議のうえ、実施する。）

・各自立相談支援機関及び福祉事務所への訪問

・支援対象者への面談

・関係機関への同行支援

・研修会への参加

エ　その他

　　　　水道光熱費、支援に必要な消耗品費、備品に係るリース代等

（２）対象とならない経費

事業との関連が認められない経費

（３）会計処理等

本事業の会計処理については委託者の指導のもと、受託者の経理規定に従った処理を行うこと。

１０　留意事項

（１）併給の禁止

当該委託業務の委託費の支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる各種助成金制度（国又は国が他の団体に委託して実施する助成金制度）との併給は、受けられない点に留意すること。

（２）再委託の禁止

　　　本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。

（３）関係書類の整備

本事業の委託費による支出については、使用目的、支出先、金額の根拠や支払い時期等を確認できる領収書などの証明書類を整備しておくこと。

（４）個人情報の保護

本事業により収集した個人情報は、厳重に管理することとし、パソコン内等で管理する場合は、本事業従事者以外は閲覧できないように、閲覧者限定等のロックをかけて管理すること。

（５）不明点等に関する協議

受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と適宜協議すること。

（６）その他

　　　別途規定している和歌山県居住支援事業実施要綱を参照にすること。